

## 共同住宅等におけるごみ集積施設設置指導基準

春日市開発行為等整備要綱（以下「要綱」という。）第25条に規定する、ごみ集積施設の整備については、この指導基準に定める規定により、ごみの散乱や不法投棄の防止対策、居住者や収集作業員の利便性と安全性及び申請住宅及び近隣との景観等を考慮した、耐久性を有するものを設置すること。

### 設置場所

設置場所は、収集車両が前進のまま通り抜けができる公共の道路に面し、収集車両が横付けして、円滑に収集できる位置とし、詳細については次の各項のとおりとする。

- 1 ごみ集積施設が面する公共の道路は、有効幅員4m以上、勾配7%以下であること。
- 2 ごみ集積施設の前面に歩道、植え込みなどがあるときは、歩道の切り込み等必要な措置を講ずること。また、高さ3.2m以内に障害物がないこと。
- 3 ごみの排出及び収集に際して、建造物、駐車車両等に損壊等の恐れがないような位置にすること。
- 4 通り抜けができる公共の道路に面して設置できない場合は、収集車両が前進のままで集積施設へ進入し、通り抜け又は反転できるスペースがあること。
- 5 収集作業の用に供する回転スペースは、4t収集車の規格で使用できるものとする。（幅2.5m、長さ6.7m、高さ3.2m、最小回転半径4.5m）
- 6 設置場所、開口部の向きなどについては、近隣の事情等を考慮した上で十分な説明を行うこと。

### 有効床面積

ごみ集積施設は、次の各項に規定する面積以上の有効床面積を有すること。

- 1 可燃物置場
  - (1) 戸数が50戸未満の場合は、この戸数に0.20㎡を乗じて得られる面積とする。ただし、9㎡を超える場合は、9㎡とする。
  - (2) 戸数が50戸以上の場合は、この戸数に0.18㎡を乗じて得られる面積とする。
- 2 不燃物兼粗大ごみ置場
  - (1) 戸数が50戸未満の場合は、この戸数に0.14㎡を乗じて得られる面積とする。ただし、最小面積は1.5㎡とし、6.0㎡を超える場合は6.0㎡とする。
  - (2) 戸数が50戸以上の場合は、この戸数に0.12㎡を乗じて得られる面積とする。
- 3 単身者用住宅（1戸当たりの延べ床面積が35㎡以下）の場合は、1及び2により算出した面積の2/3の面積とする。また、単身者用の共同住宅で、部屋に台所等がなく、それに給するための厨房と食堂等を有する場合（寮など）は、1及び2により算出した面積の1/2の面積とする。ただし、いずれの場合も不燃物兼粗大ごみ置場の最小面積は、1.5㎡とする。

### 構造等

ごみ集積施設の構造は、春日市開発行為等技術基準第10条を参考の上、次の各項のとおりとする。

- 1 高さ1m以上のブロック、フェンス等で明確に区画されていること。

- 2 床面の形状は、段差がなく、正方形に近い長方形を基本とし、奥行きは1 m以上5 m以内とすること。
- 3 床面は、コンクリート等で舗装し、汚水等の除去のための給排水設備を設けること。
- 4 床面の高さは、道路面から10 cm以内とすること。
- 5 給水設備は、ごみの排出及び収集に支障がない位置に設置すること。
- 6 排水設備は污水管に接続すること。
- 7 既設の物件にごみ集積施設を新設する場合も、排水の接続については6の規定を適用する。污水管接続が困難な場合は、本市下水道課と協議すること。
- 8 開口部は、巻き込みなどのごみの散乱を防止する措置を施し、有効幅1.5 m以上、有効高さ1.8 m以上開けること。
- 9 開口部が、可燃物及び不燃物それぞれのごみ集積施設の一方しか道路に面して設置できないときは、可燃物集積施設を優先すること。なお、この場合の不燃物集積施設の取出口は、収集車両の進行方向と同じ向きに設置すること。また、収集の際に、車両や建造物に損傷の恐れがないようにすること。
- 10 開閉扉等を設置する場合は、引戸、観音開き戸、アコーディオンドア等、収集作業に支障がないようにすること。ただし、シャッターの使用は、認めない。
- 11 観音開き戸の場合は、180度の開放ができ、開放時に簡易かつ確実に固定できること。また、開閉時に道路に出ないこと。
- 12 開閉扉等を施錠する場合は、市で統一している南京錠を使用すること。
- 13 可燃物及び不燃物それぞれのごみ集積施設の開口部付近に、それぞれ表示板で可燃物又は不燃物の区別を明示すること。
- 14 屋根がある場合は、破損を防ぐ措置（カバー等）を施した照明を、ごみ集積施設内の天井に設置すること。

## 補則

以上に定めるもののほか、必要な事項については次の各項のとおりとする。

- 1 ごみ集積施設としてのダスト・シュートの使用は認めない。
- 2 戸数が50戸を超える場合は、資源回収用の倉庫を別途設置することが望ましい。
- 3 店舗等の事業所、または事業所と併せて住居の用に供する建物（供用住宅）においては、事業所の営業上排出されるごみは、一般家庭用とは別に、ごみ集積施設を設置するなど各排出事業者ごとの処理が適切に行えるようにしなければならない。
- 4 開発等に伴う付近道路の工事などで、廃棄物収集に支障がある場合は、事前に連絡協議すること。
- 5 ごみ集積施設の設置が完了した時には、市が現場を確認し、改善の必要がある場合は、その指示によること。
- 6 管理者は、住民の入居1週間前までに、市に収集依頼書を提出しなければならない（郵送・FAX可）。
- 7 なお、この基準に定めのない事項については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「春日市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に基づき協議の上、決定するものとする。

## 附則

この基準の施行日以前に、設置を完了した物件、『共同住宅一般廃棄物の保管場所設置届出書』の提出を終えた物件及び設置に関する協議を終えた物件については、従前の基準に拠るものとする。